

妊婦支援給付金

国において、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦等包括相談支援」と「妊婦支援給付金」を効果的に組み合わせて行うことが、子ども・子育て支援法に規定されました。

市川市においても、保健師等の専門職による「妊婦等包括相談支援」を行うとともに、「妊婦支援給付金」として妊娠1回につき現金5万円、妊娠した子ども1人につき5万円の給付を行います。詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。



問： 子育て家庭相談課（母子保健グループ）	☎ tel 047-377-4511	☎ fax 047-316-1568
南行徳子育て家庭センター	☎ tel 047-359-8785	☎ fax 047-359-8761



出 産 育 児 一 時 金

国民健康保険の加入者が出産したとき、あかちゃん1人につき48.8万円(産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産したときは50万円)を支給します。

※出産する医療機関等により申請方法が異なります。

※妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されますが、医師の証明が必要です。

窓口

国保年金課 / 行徳支所福祉課 / 大柏出張所 / 南行徳市民センター

※職場の健康保険に加入されている方は、勤務先の健康保険担当者などにお問い合わせください。

出 産 育 児 一 時 金 直 接 支 払 制 度

出産育児一時金(48.8万円または50万円)を市川市から医療機関等に直接支払うことができる制度です。この制度を利用すると、国民健康保険の加入者は、医療機関等の窓口で実際にかかった出産費用と出産育児一時金の差額を支払うことになり、費用の負担をおさえられます。詳しくは、出産予定の医療機関等にご相談ください。なお、直接支払制度を利用しない場合や出産費用が出産育児一時金の額に満たない場合は、窓口で申請が必要となります。

申請に必要なもの

- 直接支払制度を利用しない旨の合意文書(原本)
- 出産費用明細書(産科医療補償制度加入の医療機関の場合は制度加入のスタンプの押印が必要)
- 世帯主の振込口座の確認できるもの
- 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
- 母子健康手帳



申請期限

出産した日の翌日から2年間

出 産 育 児 一 時 金 受 取 代 理 制 度

国民健康保険の加入者に代わり、医療機関等が出産育児一時金を受取り、出産費用に充てる制度です。詳しくは国保年金課にお問い合わせください。

出 産 費 資 金 の 貸 付

直接支払制度に対応していない病院で出産される方で、出産費の支払いが困難な場合、出産費資金の貸付を行う制度があります。貸付には要件があるため、詳しくは国保年金課にお問い合わせください。

問： 出産育児一時金について 国保年金課 給付グループ

☎ tel 047-712-8532

☎ fax 047-712-8738

01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃん
が
生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急

児 童 手 当

高校生相当年代まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日)の児童を養育している方に支給します。

手当は請求した翌月分から支給対象となりますので、早めに請求手続きをしてください。

ただし、生まれた日が月末で請求手続きが翌月になる場合、出生した日の翌日から15日以内に請求すれば、生まれた日の翌月分から支給対象となります。

支給月額

年齢	月額
3歳未満	15,000円
3歳～高校生	10,000円
第3子以降	30,000円

支払い時期

原則、2月・4月・6月・8月・10月・12月に、それぞれの前月分までの2か月分が支払われます。

申請に必要なもの

- ☐ 請求者名義の振込口座の分かるもの
- ☐ 請求者の被保険者情報が分かる書類
- ☐ 請求者の本人確認書類

窓口

子育て給付課/行徳支所福祉課/大柏出張所/南行徳市民センター/市川駅行政サービスセンター

問：子育て給付課

☎ tel 047-712-8539

📠 fax 047-712-8734



01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃん
が
生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急

0歳から高校生相当年齢(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までのこどもの病気やけがでかかった医療費の全部または一部を助成する制度です。

申請に必要なもの

- ☐ 市川市子ども医療費助成登録申請書
- ☐ こどもの健康保険情報がわかるもの(こどもが加入する予定の保護者の健康保険情報がわかるものでも可)
- ☐ 保護者名義の振込口座がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です)
- ☐ マイナンバー(個人番号) 確認、身元確認に必要な書類
- ☐ 直近の住民税課税(非課税)証明書(転入等でマイナンバー制度による情報連携を希望しない場合)

窓口

下記窓口または郵送にて手続きを行ってください。

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータル(ぴったりサービス)を利用して申請できます。

子育て給付課/行徳支所福祉課/大柏出張所/南行徳市民センター/市川駅行政サービスセンター

助成の範囲

自己負担金

- ☐入院 1日300円 ☐通院 1回300円 ☐調剤 無料

助成方法

県内受診

「市川市子ども医療費助成受給券」と健康保険情報がわかるものを医療機関での受診の際に提示すると、保険適用分について自己負担金のみを支払いとなります。

県外受診

医療機関で受診の際に受け取った領収書を申請窓口に持参し手続きをしてください。後日、保護者名義の口座に助成金を振り込みます。

※市民税が非課税または均等割りのみ課税の世帯は、自己負担金なし。

※同一医療機関で同一月、入院11日および通院6回以降の受診は自己負担なし。

※保護者どちらか一方でも 所得内容を確認できない場合(所得未申告・課税証明書等の未提出など)には助成を受けることはできません。

助成対象外のもの

- ☐ 健康保険が適用されないものは助成の対象外です。
(例) 乳幼児健診料・健康診断料・予防接種料・薬の容器代・差額ベッド代・文書料・大学病院等(200床以上)の初診時に係る保険外の費用(紹介状がない場合にかかる料金) など
- ☐ 学校・幼稚園・保育所(園)の管理下でのけが等で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象になるものは、助成対象外です。(市川市子ども医療費助成受給券は使用できません。)

問：子育て給付課

☎ tel 047-712-8539

☎ fax 047-712-8734



母子の医療に関する制度

未熟児の赤ちゃんが生まれたら「未熟児養育医療給付」

出生時の体重が2,000g以下等で、身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院治療を必要と認めた乳児が対象です。医療費の助成は、指定医療機関での治療に限ります。(所得に応じた自己負担あり)

こちらから

問: こども家庭センター(管理グループ)

☎ tel 047-712-8554

☎ fax 047-711-1754

先天性の病気・手術に対する「自立支援医療(育成医療)」

18歳未満の身体に障がいのある児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その身体障がい除去、軽減するための手術等の治療により機能の回復が見込まれる場合

こちらから

対象となる障がい

- | | | |
|---|----------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 肢体不自由 | ☐ 視覚障がい | ☐ 聴覚・平衡機能障がい |
| ☐ 音声・言語・そしゃく機能障がい | ☐ 心臓機能障がい | ☐ 腎臓機能障がい |
| ☐ 小腸機能障がい | ☐ 肝臓機能障がい | ☐ 免疫機能障がい |
| ☐ その他内臓障がい(呼吸器障がい含む) | | |

問: 障がい者支援課福祉グループ

☎ tel 047-712-8513

☎ fax 047-712-8727

慢性疾患のこどもの医療費助成「小児慢性特定疾病医療費助成制度」

18歳未満(一部20歳未満)で小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。

対象疾患

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患など16疾患群(疾患ごとに認定基準が定められています)

問: 千葉県難病助成事務センター

☎ tel 043-307-1765

結核のこどもの医療費の給付

18歳未満の児童が結核に罹患し、指定医療機関に入院した場合、医療費の給付及び学習・日用品を支給します。(所得に応じた自己負担あり)

問: 千葉県健康福祉部市川保健所地域保健課

☎ tel 047-377-1102

☎ fax 047-379-6623

01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃん
が
生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急

市川市難病患者等福祉手当（旧特定疾患見舞金）

難病であるため、医療費助成（千葉県特定医療費（指定難病）受給者証・千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証・千葉県特定疾患医療受給者証）を受けている方、または20歳未満で唇顎口蓋裂の方に支給されます（所得による制限、他の福祉手当との重複制限あり）。

詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。



問：障がい者支援課給付グループ

☎ tel 047-712-8512

📠 fax 047-712-8727

不育でお悩みの方へ

不育症検査費用助成事業（千葉県）

先進医療として実施される不育症に関する検査を対象に、検査費用の一部を助成します。

（令和4年12月1日以降に実施された検査）



問：千葉県健康福祉部子育て支援課母子保健班

☎ tel 043-223-2332

📠 fax 043-222-9939



児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー

児童発達支援センターは、児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」のひとつです。同じく通所支援の中には「児童発達支援事業所」もありますが、児童発達支援センターは地域的・専門的な中核機能を担う点が特徴です。

主な対象

- 就学前のこども
- 発達障害、知的障害、肢体不自由、医療的ケアが必要なこどもなど

主な機能

発達支援(療育)

お子さんの発達の状況に合わせて、個別や集団で支援を行います。

- 言葉・運動・感情・社会性などの発達を促す活動
- 遊びや生活の中での支援
- 保育園・幼稚園・こども園などへの訪問支援など

相談支援(家族支援)

- 保護者への相談・助言
- 子育ての悩みを一緒に考える支援
- 家族同士の交流や学びの場づくり

地域支援(中核的役割)

- 地域の保育園や学校、医療・福祉との連携・調整
- 発達支援に関する研修会や専門的助言
- 地域障害児支援体制の「中核拠点」としての役割

市内の児童発達支援センター

名称	所在地・☎	対象児童	対象年齢
市川市あおぞらキッズ	▶大洲4-18-3 ☎047-376-1113	知的障害・発達障害	3歳児～5歳児
市川市おひさまキッズ	▶大洲4-18-3 ☎047-376-1113	身体障害・肢体不自由重心	2歳児～5歳児
市川市そよかぜキッズ	▶稲荷木1-14-1 ☎047-712-6555	知的障害・発達障害	3歳児～5歳児 ※2歳児要相談
こども発達支援センターやわた	▶本北方3-13-11 ☎047-303-5007	知的障害・発達障害・身体障害・ 肢体不自由 重心(要相談)	3歳児～5歳児 ※2歳児要相談
セレン学園	▶本行徳1266番地2 ☎047-316-2316	知的障害・発達障害身体障害 肢体不自由(要相談)	3歳児～5歳児
あいりすえん	▶相之川4-6-6 ☎047-702-9834	知的障害・発達障害 肢体不自由	2歳児～5歳児 ※2歳児未満要相談

こちらから

問：発達支援課

☎ tel 047-370-3501
☎ fax 047-376-1115

01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃん
が
生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんせん

10. 病気・救急

ユニバーサルシート 設置施設一覧(令和7年10月現在)

ユニバーサルシートとは乳幼児等のおむつ交換のために設置されているベビーベッドとは異なり、大人も横になれる大型のシートです。主に多目的トイレに設置され、障がいのある方のおむつ交換等に利用されるほか、こどもから高齢者まで多くの方が多目的に利用できます。

市川市が運営している施設

施設名称	設置個所数	所在地・☎	利用可能時間
こども発達センター1・2・3階	3	▶大洲4-18-3 ☎047-370-3561	月～日曜日 9:00～21:00(毎月の最終月曜日は 17: 00まで) 祝日(祝日が日曜日の場合は振替休日の日が休館日) および12月29日～1月3日を除く
大柏出張所・大野公民館1階	1	▶南大野2-3-19 ☎047-339-3111	月～日曜日 8:45～21: 00(土・日は9: 00～/毎月の最終月曜日は17: 15まで) 祝日(祝日が日曜日の場合は振替休日の日が休館日) および12月29日～1月3日を除く
身体障がい者福祉センター1 階	1	▶本行徳1-5 ☎047-357-9165	月～金曜日 8:45～17:15 祝日および12月29日～1月3日を除く
行徳支所1・2階	2	▶末広1-1-31 ☎047-359-1114	月～金曜日 8:45～17:15 祝日および12月29日～1月3日を除く
ぴあぱーく妙典管理棟・外トイレ	2	▶下妙典941-3 ☎047-712-6367	管理棟: 月～日曜日 9:00～21:00外 トイレ: 月～日曜日 12月29日～1月3日を除く
市川市役所第1庁舎1階	1	▶八幡1-1-1 ☎047-334-1111	月～金曜日 8:45～20:00 土曜日 9:00～20:00 日・祝および12月29日～1月3日を除く



問：発達支援課
☎ tel 047-370-3561
☎ fax 047-376-1115

01. いちかわ ガイド
02. 妊娠 したたら
03. あかちゃんが生まれたら
04. 助成・支援
05. 相談
06. ほいくえん ようちえん
07. 一時的な あずけ先
08. あそびば
09. あんしん あんぜん
10. 病気・救急



先輩ママ、パパから子育て真っ最中のママ、パパたちへ。
「落ち着きがない」「言葉が遅い」「偏食がある」など、子育てに悩んだ時の思い出し、
「こんな冊子があったらよかった」という思いで、ちょっと子育て先輩ママ、パパたちが
発達センターの職員と一緒に作った冊子です。
ママ、パパたちが経験し、学んできた子育てのコツを紹介しています。市公式Webサイ
トよりPDFファイルでご覧いただけます。相談窓口などの掲載情報は令和元年7月現
在となっておりますので、最新の情報は担当課へご確認ください。



問：こども発達相談室(ペあ) ☎ tel 047-370-3577
 ☎ fax 047-376-1115

理解されにくい「発達障がい」～しつけ、それともわがママ？～

保育園や幼稚園の集団生活の中で「落ち着きがない」「友だちとうまく遊べない」「ルールを守れない」というお子さんがいます。これらは、親のしつけが悪い、わがままな子と思われがちでした。

しかし、その中には「発達障がい」のあるお子さんがいることがわかってきました。

発達障がいとは、知的な遅れがない、または軽度なのに発達に偏りがあり、周りからは理解されにくい障がいです。原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられています。

発達障がいは周りから理解されにくいため、誤解を受けやすく、不登校やいじめを受けたりする二次的な問題を引き起こす場合もあります。しかし、お子さんの発達の特性を知り、環境を整えたり、理解しやすい方法で伝えるなど適切な支援をすることで、幼稚園や保育園の中で友達と楽しく過ごすことができるようになります。発達障がいは早期発見、早期支援がとても大切です。

01. いちかわガイド
02. 妊娠 したら
03. あかちゃんが生まれたら
04. 助成・支援
05. 相談
06. ほいくえん 幼稚園
07. 一時的な あずけ先
08. あそびば
09. あんしん あんぜん
10. 病気・救急

手 帳 の 交 付

障害者手帳

名称	内容
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。 対象 上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障がいのある方
療育手帳	知的障がいのある方が、一貫した指導や相談等の各種の援護を受けやすくするための手帳です。 対象 児童相談所、または障害者相談センターにおいて知的障がい児・者と判定された方
精神障害者 保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることの認定を受け交付されるものです。 さまざまな福祉的配慮や支援(サービス)を受ける際に利用されます。 対象 精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

申請について

必要書類や手続きに必要なもの等、詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

問：障がい者支援課福祉グループ ☎ tel 047-712-8513
☎ fax 047-712-8727

障 がい の ある お 子 さ ん の た め の 各 種 福 祉 手 当

手当一覧

名称	内容
障害児福祉手当(国)	20歳未満で、重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方 ※審査有
市川市心身障がい児福祉手当(市)	20歳未満で障害者手帳の等級が一定以上の方の保護者 ※原則障害児福祉手当受給者は対象外
特別児童扶養手当(市)	20歳未満で、重度又は中程度の障がいにある方の保護者 ※審査有

※施設入所者(通所は除く)は対象外
※父母または養育者の所得が限度額を超えている場合などの支給制限あり

申請について

必要書類や手続きに必要なもの等、詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

問：障がい者支援課給付グループ ☎ tel 047-712-8512
☎ fax047-712-8727

障がい児通所支援サービス

サービス名	内容・対象	費用
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応等必要な支援を通所により行います	利用料の1割
児童発達支援(旧医療型)	肢体不自由があり、機能訓練や医療的支援が必要な未就学児を対象とし、通所による支援を行います	
放課後等デイサービス	障がいのある小・中・高校生を対象に、放課後または休業日に生活能力向上に必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を通所により行います	
保育所等訪問支援	障がいのあるこどもが在籍する保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に専門職員が訪問し、集団生活に適應できるように支援を行います	無料
障がい児相談支援	上記のサービスや支援を利用する場合に相談支援専門員が保護者の意向を伺い利用計画作成とモニタリングを行います	

対象者
身体障がい児、肢体不自由児、知的障がい児、精神障がい児、難病患者と認定された方など

問：発達支援課
☎ tel 047-370-3561
📠 fax 047-376-1115

その他のサポート

サービス名	内容・対象	費用
ホームヘルプ (居宅介護)	日常生活を営むのに支障をきたしており、家族が介護を行うことができない状態にある家庭に、ホームヘルパーを派遣して、ご本人の食事や身の回りの世話をしたり子育てを支援します 対象 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の1割
短期入所 (ショートステイ)	心身障がい児の保護者が、疾病その他緊急でやむを得ない事情により介護できなくなった場合、障がい児を一時的に施設で預かります 対象 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の1割
移動支援	障がい者等が、社会生活上必要な外出をする際、また余暇活動などの社会参加のために外出する際の移動を支援します 対象 知的障がい者(児)、身体障がい者(児)(一部条件有)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の1割
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保することで、障がい者等を日常的に介護している家族に対し、一時的な休息等を提供します 対象 身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)、難病患者等	利用料の1割
一時介護料助成	障がい者が一時的に有料で介護を受けた場合、その介護料の全部または一部を助成します(1時間1,500円限度) 対象 身体障害者手帳所持者(1～3級)、療育手帳所持者、精神障がい者、難病認定者 助成額 生活保護世帯…介護料の全額(年間6万円程度)、市民税非課税世帯…介護料の8割(年間6万円限度)、その他世帯…介護料の8割(年間3万円限度)	

問：障がい者支援課相談グループ
☎ tel 047-712-8517
📠 fax 047-712-8727

こども食堂

「こども食堂」は、地域のボランティアがこども無料または安価で栄養のある食事を提供する場所です。食事の提供に加えて遊び場の提供や学習支援等が行われるなど、地域の人々と交流できる「こどもたちの居場所」にもなっています。詳しくは、市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから▶



市川市は、こども食堂へ補助金を交付しています

こどもたちの健やかな成長のために、地域の多様な人々とこどもの交流の場となり、食事の提供を行うこども食堂などを運営する団体に対し、予算の範囲内で補助をしています。詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから▶

問：こども家庭施策課 事業グループ

☎ tel 047-711-0677

☎ fax 047-711-3074

フードリボンプロジェクト



飲食店を利用するお客様から1つ300円で寄付されるフードリボンをこどもたちが使うことで、飲食店がこどもに無料で食事を提供する仕組み。

こどもたちが安心して食事できる場所をつくるために、市川市はこの取り組みを応援しています。

市内のフードリボンのお店は、ステッカーやのぼり旗が目印です。地域のこどもたちのために、プロジェクトの応援をお願いします。

◀ のぼり旗

ステッカー▶



こちらから▶

参加店舗募集中

フードリボンのお店になっていただける協賛店舗を随時募集しています！お気軽にお問い合わせください。

問：こども家庭施策課

事業グループ

☎ tel 047-711-0677

☎ fax 047-711-3074